

戸籍謄・抄本等交付請求書(郵送用)

茨城町長 あて

年 月 日

必要な戸籍	本籍	茨城町		
	筆頭者氏名		必要な人の氏名	

必要なもの	証明書の種類	手数料	全部事項証明(謄本)	個人事項証明(抄本)	※必要な方のお名前もご記入ください
	戸籍	450円	通	[]の分を()通	
	除籍	750円	通	[]の分を()通	
	改製原戸籍	750円	通	[]の分を()通	
	附票	200円		通	[]の分を()通
			□ 現在の附票のみ必要 □ () から () の住所が必要 ※必要な住所がわかっている場合はご記入ください		
	身分証明書	200円	[]の分を()通		※本人以外が請求する場合は、本人からの委任状が必要です
	独身証明書	200円		通	※本人のみが請求することができます
	受理証明書	350円	(年 月 日)に提出した()届の受理証明書()通		
その他の証明書 ()		[()]の分を()通			

最近、戸籍に関する届出をされた方は、ご記入ください (年 月 日 提出)

届出の種類 □ 出生 □ 死亡 □ 婚姻 □ 離婚 □ 転籍 □ その他()

◆請求理由、提出先 ※具体的に記入してください	□ パスポート申請 □ 戸籍の届出 □ 児童扶養手当 □ 公的年金請求 □ 相続手続 □ その他	◆必要な事項が具体的にある場合
	提出先()	1 ()の出生から死亡までの戸籍()部 2 ()の婚姻から死亡までの戸籍()部 3 ()の死亡の記載のある戸籍()通 4 ()と()の関係を証明する戸籍()通 5 その他() ()通

請求者	住所			
	氏名	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	※附票の請求の際は署名又は記名押印してください。			
	筆頭者から見た関係(☑をしてください) □ 本人 □ 配偶者 □ 子 □ 孫 □ 父母 □ 祖父母 □ その他()			
連絡先(昼間連絡できる電話番号) — — □ 自宅 □ 勤務先 □ 携帯				

同封定額小為替

円

☆郵送請求の際に送っていただくもの

① 郵送用請求書

② 定額小為替

- ・手数料の合計額分を郵便局で購入してください。
- ・切手でのお支払はご遠慮ください。
- ・余った場合はお返ししますので多めに入れてください。
- ・定額小為替には何も書き込まないでください。

③ 返信用封筒

- ・返信用切手を貼付してください。
- ・除籍や複数の戸籍を請求される場合は余分に切手を入れてください。
(超過分については着払いとさせていただきますのでご了承ください。)
- ・A4の用紙を三つ折りにして入る大きさの定形封筒が適しています。
- ・請求される方の現住所・氏名をはっきりご記入ください。

※戸籍、原戸籍及び除籍の謄抄本の返送先は、下記の本人確認書類に記載された現住所に限ります。

④ 本人確認書類

・あて先の住所が確認できる書類が必要です。コピーを添付してください。

(例:運転免許証・個人番号カード・健康保険証・住民票等)

※ご自分の記載のない戸籍を請求する際は、関係が確認できる資料を添付してください。(例:親族関係の分かる戸籍謄本等のコピー)

※保険証のコピーをとる際、被保険者等記号・番号を見えないようにしてください。

⑤ 委任状

- ・本人、配偶者、直系血族(父母・子・孫・祖父母)、相続人以外の戸籍の請求については、委任状が必要です。又、身分証明の請求についても、本人以外はすべて委任状が必要です。

以上のものを同封の上、送付してください。

☆ご注意

- 郵送請求の場合、配達と事務処理の日数が必要です。約1週間程度かかりますので、ご注意ください。
お急ぎの場合は、速達郵便【郵送料+290円】を往復ともご利用ください。
- 偽り、その他の不正な手段によって、交付を受けた時は30万円以下の罰金が科せられます。
- 請求書に記入不足等があった場合のために、昼間つながる連絡先を必ずご記入ください。
連絡がつかない場合、返送することがあります。
- 戸籍の附票を請求する場合、請求人氏名は署名又は記名押印してください。

◎ 請求先

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 茨城町生活経済部町民課戸籍担当

電話 029-292-1111 内線(101.102)